

会計監査人の職務と責任 (三・完)

——アメリカ合衆国における進展——

片 木 晴 彦

第一章 序 論

第一節 はじめに

第二節 会計監査の構造

第三節 欠陥の指摘

第二章 監査人の対第三者責任

第一節 監査人のロギン・ロー上の責任 (以上九卷三号)

第二節 会計士と SEC 規則 10b-5 訴訟

第三節 監査人の対第三者責任の限界 (以上九卷三号)

第三章 会計監査制度の改革

第一節 自己規制の強化

第二節 会計監査の職務拡大

第四章 結 語 (以上本号)

第三章 会計監査制度の改革

第一節 自己規制の強化

一 相互監査 (Peer Review)

(1) 会計事務所への監査資質の向上を目的として、AICPA は一九七七年の理事会決議に基づき、その下部機関として、公認会計士事務所部会 (Divisions of CPA Firms) を設立した。⁽¹⁾ 同部会は、SEC 業務課 (SEC Practice Section) と、閉鎖会社業務課 (Private Companies Practice Section) の二小部会に分かれ、前者には SEC 届出書類の監査を行う会計事務所が、後者には閉鎖会社の監査を取り扱う会計事務所が参加する。各業務課への参加は任意であるが、Larson によると、一九八二年段階で両業務課に合わせて、一、七〇〇の会計事務所が参加しており、参加事務所の公

説
論
認会計士の総数は、AICPA 構成員の四三パーセントを占め、又それらの会計事務所は、合衆国内の公開会社の八六パーセントを監査している。⁽²⁾

(2) 公認会計士事務所部会に参加した会計事務所は、業務の資質の維持と向上の為に、種々の義務を課せられる。その中でもとりわけ重要なものは、自己の事務所外の公認会計士による相互監査 (Peer Review) を、原則として三年に一度受けなければならないことである。⁽³⁾ 同監査は、会計事務所業務運営に欠陥があるとき、それを早期に発見して改善策を示し、不適切な会計監査の発生を事前に予防することを、目的としている。

相互監査制度の実施以降も、不当監査は発生している。相互監査の実効性に疑問を呈する意見も少なくない。しかし、自己規制システムが一切なかったらどのようなようになっていたかは、立証のしようがない。⁽⁴⁾ 自己規制システムが社会の期待に応える形で有効に機能しうるかどうかは、相互監査を実施する公認会計士が、妥協を排し、敵対的ではないにしても、十分に批判的な姿勢で監査を実行し、又各業務課の執行部が、相互監査で指摘された改善点が実行されているかどうかを、厳しく見守ることにかかっている、といえよう。

II GAAP の整備

(1) Simon 事件が、GAAP や GAAS の準拠によって、監査人が当然に免責されるわけではない、と判示したことは (第一章第三節二)、会計士業界を大きな不安に落し入れた。とりわけ内容的にも不明確で、信頼性が低下していた GAAP の整備が焦眉の課題となった。一九七二年に Wheat 委員会 (第一章第一節) は、財務会計基準の設定に⁽⁵⁾ 関し報告した。同報告は、あらゆる団体から独立した新たな財団として財務会計財団 (FAF = Financial Accounting Foundation) を設立し、そのもとに専従のスタッフを有する、財務会計及び報告の基準設定を任務とする財務会計基準審議会 (FASB = Financial Accounting Standards Board) を設置することを提案した。AICPA は必要な機構改革を实

施し、FASB は翌一九七三年に活動を開始した。

(2) FASB は、従来の APB (第二章第三節二) と異なり、AICPA からは組織上独立しており、専従のスタッフを有する。審議会の構成員も FASB より報酬を支払われ、出身母体との関係を絶つよう求められる。審議会の構成は、従来以上に会計実務家以外の者の占める割合を増やしている。このように、組織・資金・人材いずれの面からも、会計士団体からの独立を保とうとしている。さらに会計原則の作成手続きにおいても、審議内容の公開と、利害関係者からの意見聴取の機会とが、制度的に保証された。

FASB が公表した会計原則に強力な権威を与える為の措置が講じられた。AICPA の倫理規則二〇三号⁽⁶⁾は、AICPA 理事会が指定した機関が公表した会計原則から乖離した会計原則を含む財務諸表について、乖離した会計原則を使用しないと財務諸表がかえって誤解を招くものとなる例外的事情の存する場合を除き、監査人は当該財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠して表示されている旨の意見表明を行ってはならない、と規定する。指定機関とは原則として FASB を指すが、FASB 成立以前に公表された会計研究報告や会計原則審議会意見書⁽⁷⁾、FASB によつて排除されない限り、指定機関が公表した会計原則として取り扱われる。このようにして FASB は、会計原則の権威の源泉としては、学説・慣行等他の源泉と比べ、排他的で強力な通用力を有することになった。GAAP の統一の為の基本的前提が、ようやく成立したわけである。

SEC の FASB の権威確立を支援する。一九七三年の会計連続通牒一五〇号⁽⁸⁾によれば、FASB がステートメント又は解釈書の形で公表した原則・基準・実務指針は、SEC により実質的な権威を有すると判断され、FASB が公表したところと異なる原則・基準・指針は、実質的な権威を有しないと判断される。FASB は、AICPA の会計基準設定機関としては始めて、法的拘束力を持つことになった。⁽⁹⁾

(3) FASBは発足直後から、会計上の具体的な問題についてステートメントや解釈を精力的に公表していった。⁽¹⁰⁾ 近年は、新しい会計現象につき、迅速に指針を公表する体制を整えている。⁽¹¹⁾ 又個別業界に対しては各政府規制機関が、特別の会計基準を公表している。権威機関が公表する会計原則が集積していくにつれて、何が GAAP かという点に関する不明確さは解消しつつある。

FASB の独立性・公正なについて、疑念がないわけではない。メトカフ報告(第一章第三節)によると、FASB の活動資金の約八割が、ビッグII エイトからの寄附で賄われ、又 FASB の構成員七名中三名がビッグII エイトの出身者である。⁽¹²⁾ 会計原則の作成過程におけるビッグII エイトの影響力は決して排除されておらず、「本調査が示すように、FASB が、同審議会を支配している私的利益関係に反して行動するだろうと期待する根拠はない」という。⁽¹³⁾

アメリカの会計制度の発展に対して会計士団体が果たしてきた役割、その中でビッグII エイトを始めとする大会計事務所が占める地位の大きさを考えると、会計原則の作成手続きから大会計事務所の影響力を完全に排除しようとする努力は非現実的である。FASB の活動の公正さは、結局は公表される基準の内容によって判断するしかない。そして判例上、GAAP に従うことは、当然に監査人が免責されるわけではないと判断されていることは、GAAP を絶えず現実に適合した、公正なものとする努力を会計士に強いることになる。⁽¹⁴⁾

SEC は、一九七〇年代に見せた AICPA に対する懐疑的態度を転換させ、AICPA の自主規制努力に対する信頼を表明している。⁽¹⁵⁾ SEC の態度変更は、政権交替に伴う政治的潮流の変化による所も大きい。しかし SEC の信頼を維持し続ける為には、AICPA が現在の努力を発展させ続けることが必要であろう。

会計士はもう一つの課題に対処しなければならない。財務諸表監査に対し社会が期待するところと、会計士自身が

自覚するところであり、スレが見られるのである。次節では、現行の監査基準と「コーエン委員会（第一章第一節）の報告と対比して、会計監査の限界を検討する。

- (1) The AICPA Division of CPA Firms, *Journal of Accountancy* Nov. 1977, 113-117.
- (2) Larson, *Self Regulation: A Professional Step Forward*, *Journal of Accountancy*, Sep. 1983, 58, 59. 但し Larson は「公認会計士数二一五人の小会計事務所」の参加率は八パーセントにすぎず、これは単独会計事務所への参加がほとんどなく (id. at 59). 閉鎖会社業務課の執行部は、特別の委員会を設立せず、同業務課への参加の魅力を増加させる方法を検討した。同委員会は、記帳代行を税務、経営顧問を中心業務とする小会計事務所のために、限定的な相互監査制度を導入するべきであるとの提言を行っている (id. at 61-62)。
- (3) The AICPA Division of CPA Firms, 前掲(1)。
- (4) Larson 前掲(2) at 61-62. なお、相互監査により、そのための改善の指摘がなされたが、Bresner, *Peer Review: Enhancing Quality Control*, *Journal of Accountancy*, Oct. 1983, 78-88 に詳しく。
- (5) Study on Establishment of Accounting Principles, Chs. 8-9, *Journal of Accountancy*, May 1972, 66.
- (6) Rule 203 (March 1973), AICPA Professional Standards, ET § 203 (1979).
- (7) 一九七三年五月廿日理事会決議 AICPA Professional Standards ET Appendix B (1979).
- (8) ASR No. 150 (Dec. 1973), *Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins*, ¶3152 (1980).
- (9) 参照、岸田雅雄「米国における一般に認められた会計原則の法的効力」*商事法務*九三五号二八頁、九三六号三二頁（一九八二）。
- (10) FASB は、設立当初は具体的な会計原則の設定に全力を傾けた。しかし、最近になつて Trueblood 委員会の報告や引き継ぐ形で、財務諸表の基本概念設定の努力をも開始している。第一弾として FASB Concepts Statement No. 1, "Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises" が一九七八年に公表され、続く No. 2, "Qualitative Characteristics of Accounting Information (1980)", No. 3, "Elements of Financial Statements of Business Enterprises" が公表された。参照、Pacler, *The Conceptual Framework: Make No Mystery About It*, *Journal of Accountancy*,

July 1983, 76.

- (11) 近年 AICPA の内部機関の Accounting Standards Executive Committee (AcSEC) は FASB を SEC が定める明確な基準を示していること事項の Statement of Position (SOP) を公表し、会計士への指導を提供した。SOP は AICPA の構成員に対して強制力を有するもの性格を争いが生じた。結局 FASB は一連の SOP を FASB のチャートメントによる正式に承認し、新たに生じた、未だ正式のチャートメントで規定されていない会計問題については望ましい会計処理方法を FASB が暫定的に FASB Technical Bulletins を公表し SOP の代りとなることとした。参照：D. Keyso & J. Weygandt, *Intermediate Accounting*, 16-17 (4th ed. 1983).
- (12) L. Metcalf, *The Accounting Establishment*, S. Rep. No. 34, 95th Cong., 1st Sess. 153-157 (1976).
- (13) *Id.* at 170.
- (14) Filis, *Current Problems of Accountants' Responsibilities to Third Parties*, 28 *Vand. L. Rev.* 31, 80 (1975).
- (15) SEC は、独立公共会計士が被監査会社に提供する非監査業務の内容を、年次報告書や委任状勧誘書類において開示することを求めた。ASR No. 250 の撤回を決定した。AICPA の SEC 業務課の年次報告書において、同内容の情報が取得可能になったと述べている。参照：NEWS Report, *Journal of Accountancy*, March 1982, 7.

第二節 会計監査の職務拡大

一 「適正性」概念

(1) 監査人が作成する監査証明には、「財務諸表は、一般に認められた会計原則に準拠し、財政状態、経営成績、財政状態の変動を適正 (fairly) に表示し……」なる文言が記載される。そこで適正表示とは、GAAP の準拠とは別個独立の、財務諸表に対する評価なのか問題となる。

「適正」表示なる文言は、監査人が財務諸表の内容の真実性に絶対的保証を与えているかのように誤解されがちであ

り、排除すべきだとの提案もある。⁽¹⁶⁾しかし、問題は監査文言の改変に留まらない。財務諸表は企業の過去の活動を数値化して表わすもので、その伝達し得る情報は質的にも量的にも限界がある。この限定的情報が企業の実相とあまりにもかけ離れていると思われる⁽¹⁷⁾とき、監査人が何をなすべきかが問われているのである。

(2) Simon 事件⁽¹⁸⁾で問題となったのは、表面上被監査会社から子会社への貸付けとなっている取引が、実は被監査会社社長が子会社を通じて会社資産を流用するものであったこと、本件貸付けに附された担保の大部分が、被監査会社の自己株式であったことである。被告会計士は、これらの事実を知っていたが、被監査会社の財務諸表は、脚注において、本件貸付けの存在を指摘し、同貸付けには市場性ある有価証券が担保として附されている旨を説明するにすぎなかった。

第二控訴裁判所は、被監査会社の前記脚注が、通常なら GAAP に合致するとしても、本件のように経営者の不正が存在する場合には通用しないという。

「会計士は、会社の活動が重大な程度、全株主のためではなく、社長の個人的利益のために利用されていると信じるに足りる根拠があるときにも、自己の知識を開示する義務がない、と解されるべきではない。……GAAP は、会社の活動が誠実に行われていることに疑問を呈する余地がないとき、何をなすべきかを示すにすぎない。ひとたびこの基本的前提が崩れたとき、全く違った状況が生じる。……拡大された監査手続きの結果、又は本件のようにそれ無しで、疑いが確認されたとき、不正が正され、再発防止の為の適切な措置がとられたのでない限り、すべてを開示することがルールである」⁽¹⁹⁾。

(3) 監査人が財務諸表を評価するとき、適用された会計原則が GAAP に抽象的に合致することのみならず、当該具体的状況にもあてはまることをも確認しなければならないことは、今日広く受け入れられているようである。

監査基準ステートメント第五号は、「適正性」の意味について規定する。それによると、財務諸表の表示全体の適正性に関する監査人の判断は、あくまで GAAP の枠内でなされる⁽²¹⁾。しかし監査人は意見表明にあたって、(a) 選択された会計原則は一般に認められたものか、(b) 同原則は当該情況にふさわしいものか、(c) 財務諸表は、脚注も含めて、その利用、理解、解釈に影響する事項を十分に開示しているか、(d) 財務諸表に表示されている情報は合理的な形で分類要約されているか、即ち、詳しくすぎず、簡略すぎてもいないか、(e) 財務諸表は、認められた限界内で、即ち、財務諸表に附することが合理的かつ実際的な限界内で、財政状態、経営成績、財政状態の変動を示すように事象又は取引を表示しているか、を検討しなければならぬ⁽²²⁾。又監査人は取引の実体とその形式と著しくかけ離れていないかどうか⁽²³⁾に絶えず注意を払わなければならない。

Eisenberg は、監査基準ステートメント第五号は、Simon 事件判決の考え方を取り入れたものと評している⁽²⁴⁾。

(4) 個別の会計原則の適用が累積した結果、財務諸表が全体として誤解を招くものになった場合も、会計原則の具体的適用に誤りがあった場合に含まれる。財務諸表は企業の営業の成功・不成功を明瞭に示さなければならず、少なくとも支出が収入を上回っている会社を成功しているように示してはならないからである⁽²⁵⁾。

SEC は、Penn Central 社の倒産に関連してこの点を特に強調する。監査人 Peat, Marwick & Mitchell 会計事務所は、取引の実体を重視しなかった結果、当該情況にふさわしくない会計原則が適用され、不適切な取引の計上がなされることを看過していた。しかし SEC は、これらの取引の計上が財務諸表全体に及ぼした影響を、特に重視す²⁶。

「より重大なことに、これらの取引の総額が財務諸表に含まれることにより、表示は全体としてみれば、利用者に会社の財政状態と経営の実体を伝ええないものとなってしまった。我々監査人は、個別の会計上の問題の決定から一步退

いて、各問題が累積した結果、財務諸表作成の目的である、合理的投資者が企業の経済的実体を把握することにいかなる効果を及ぼすかにも、目を向けるべきである、と考える⁽²⁶⁾。

コーエン委員会も、個々の会計原則については不適正な点は存在していないが、各選択が少しずつ利益を押し上げ、全部を集めてみると企業体の実体よりかけ離れた好決算となる場合に、監査人の行動を求める⁽²⁷⁾。

(5) このように、会計士は、財務諸表の表示の適正性について意見を表明することによって、GAAPとはかけ離れた独自の評価を求められるわけではない。しかし、適用された会計原則が、被監査会社の経済的実体を表示するにふさわしいかどうか、一方では個別的に、一方では総合的に評価することを求められる。

二 不正行為・違法行為の摘発

(1) 財務諸表監査は、被監査会社の財務諸表の表示の適正性について意見を表明することを目的としており、会社役員、従業員の会計不正の摘発を直接の目的とするものではない。しかし財務諸表監査の枠内においても、重大な粉飾決算の摘発は、監査人の役割に含まれているはずである。そして Equity Funding 社⁽²⁸⁾等の巨額の粉飾決算が明るみに出るに従い、監査人はその役割を果たしていないとの批判が生じる。

加えてウォーターゲート事件に続く特別調査の中で、アメリカの企業が長年にわたり、違法な政治献金や、海外の政府高官に対する不正な支払いを行ってきたことが明るみに出た⁽²⁹⁾。これらの不正な支払いは、巧みな隠蔽工作により企業の帳簿には記帳されず、監査人や取締役会、又はその監査委員会に知られないままになされることが多かった。一九七七年海外不正支出防止法⁽³⁰⁾は、海外における不正支払いをアメリカ法上も違法とし、同時に一九三四年証券取引所法一三条(b)を改正し、同法適用会社に、帳簿その他の記録の作成・維持義務、さらに一定の内部統制の設置・維持

義務を課した。不正支払いの隠蔽を抑制するためである。

このように企業に加えられた新たな会計義務により、監査人の会計監査における役割が拡大したのかが問われる。

AICPAは一九七七年に監査基準ステートメント第一六号、第一七号を相次いで設定し、会計不正や違法行為の摘発に対する監査人の責任を明らかにした。⁽³¹⁾

(2) 監査基準ステートメント第一六号は、財務諸表監査の枠内で、監査人に会計不正の摘発義務があることを認める。「従って、一般に認められた監査基準のもとで、監査人は、監査手続きに内在する限界に服しつつ、財務諸表に重大な影響を及ぼす誤謬又は不正⁽³²⁾を探究すべく、監査計画を作成し、監査を実施するに際して適切な技能と注意を発揮しなければならぬ⁽³³⁾」。

ステートメントは、監査人が会計不正の存在可能性を常に意識することを求める。「監査人は、監査手続きの適用により、誤謬・不正の存在を示唆する証拠が取得されるかもしれないことを認識しつつ、専門職業人にふさわしい懐疑主義的な態度に立って、監査を計画・実施しなければならぬ⁽³⁴⁾」。特にステートメントは、会計不正が生じやすい環境、会計不正の存在を示唆する状況を具体的に列挙して、会計士の注意を促す。⁽³⁵⁾

ステートメントは、試査に基づく監査においては、重大な不正・誤謬が発見されないままに終わる可能性のあることを認める。経営者が自ら帳簿や記録の改ざんを行い、会計不正の隠蔽を行おうとするときは、不発見の危険性はより高くなる。従って独立監査人が重大な不正・誤謬を見逃したことは、直ちに監査人に任務懈怠があったことを示唆するものではない。⁽³⁶⁾

監査基準ステートメント第一六号は、監査人の不正摘発責任について、従来なかった新たな義務を設定するものではない。これまで明確ではなかった財務諸表監査における不正摘発の位置付けを、明らかにしたにすぎない。⁽³⁷⁾しか

し、監査人の具体的な義務を規定するにあたり、監査人が会計不正や誤謬の存在の可能性を常に意識することを求めた点に特色がある。

(3) コーエン委員会は、監査人の不正摘発責任に、もう少し独自の意味を持たせているようである。

「独立監査人の不正摘発責任を明示すべきだとする本質的根拠は、財務諸表の利用者は、監査された財務情報が詐欺によって信頼し得ないものになっておらず、又経営者が資産維持の為に適切な統制を維持している、と仮定する権利を有する点にある。監査は、財務諸表が重大な不正によって影響されていないことの合理的な保証を与え、又、会社の重要資産に対する経営者の会計責任についても合理的な保証を与えるよう、計画されなければならない」⁽³⁸⁾。

同委員会はこのように述べて、監査基準ステートメントに比べ、より厳格な行為基準を監査人に課すことを求める。特に、会社の事業の性格、活動方法、産業界特有の慣行・規制を理解すべきことを明示し、又、内部統制に対する評価と評定は、監査人がなすべき検査の範囲を決定するうえで必要な限度でのみなされるのではなく、詐欺摘発にとって重要なすべての統制手段に対してまで広げられるべきだといふ⁽³⁹⁾。

(4) 違法行為の摘発に関してはどうか。監査基準ステートメント第一七号によれば、監査人にとって違法行為が重要な意味を有するのは、同行為が伝統的な意味で財務諸表に対して重大な影響を与える場合のみである。監査人はこのような違法行為が生じた可能性を認識すべきであるが、会計士は法の専門家ではない以上、合法・違法の判断に一定の限界のあることが前提とされる⁽⁴¹⁾。

監査人は知覚しえた違法行為の金銭的影響を検討し、違法行為の潜在的影響力が財務諸表に十分に表示されているかどうかを判断する⁽⁴²⁾。又然るべき地位の経営者に違法行為の存在を通知し、是正措置や必要な開示がなされることを確認する⁽⁴³⁾。違法行為の財務的影響の程度が計測しえないときや、財務的影響が適正に財務諸表に開示されないとき、

監査人は限定意見、ときには不適正意見を表明する。⁽⁴⁴⁾

財務諸表に重大な影響を及ぼさない違法行為について、監査人は特にその影響を考慮する義務はない。但し違法行為を発見したときはその旨を経営者に通知することが求められる。違法行為に対し経営者が適切な是正措置をとらないとき、監査人は経営者の信頼性を再検討し、場合によっては監査契約の撤回も考慮する。⁽⁴⁵⁾

(5) コーエン委員会はここでも監査基準ステートメントよりも拡大した責任を求めている。但し監査人は会計の専門家にすぎない以上、会社のあらゆる違法行為の予防に責任を有し得ないことは当然である。企業は海外不正支出防止法により、違法行為を防止する為、行為規則の設定を含む内部統制の確立を求められる。これらの内部統制が対象とする取引は、金額上重要性を有していない為、従来会計統制の対象とされていなかった取引をも含む。コーエン委員会の報告では、監査人は、これらの内部統制の準拠性テストを積極的に実施することが求められている。⁽⁴⁶⁾

委員会は、違法行為の取り扱いにおいては、伝統的な重要性概念が機能しないことを強調する。⁽⁴⁷⁾ 監査人は、違法行為又は違法の疑いがある行為を発見したとき、まず被監査会社の然るべき責任者に報告する。続いて監査人は違法行為が財務諸表に与える影響の程度、同行為の会社行為規則との関係、同行為を開示すべき程度を考慮する。違法行為の開示は、財務諸表による開示とは独立して考慮される。会社責任者が適格な是正措置を実施する限り、違法行為の開示は必要ない。会社が適切な是正措置を実施しないとき、監査人は会社に違法行為の開示を要求し、受け入れられないときは、自己の監査報告書において開示を行う。⁽⁴⁸⁾

(6) 監査基準ステートメント第一六号、第一七号は、財務諸表監査の枠内で監査人による企業の会計不正、違法行為摘発責任が、どのように位置付けられるかを明確にした。これに対してコーエン委員会は、監査人が企業経営者の会計責任遂行全体を監査することを求めているようである。企業経営者が会社資産を適格に管理していることの保証

は、財務諸表の情報が真正であることの保証と同様に、投資家にとって重要なことは確かである。しかしコーエン委員会の要求は、伝統的な財務諸表監査の枠からは、はみ出たものである。

三 内部会計統制の調査・評定

(1) 一九七七年海外不正支出防止法により改正された一九三四年証券取引所法一三条(b)(2)は、同法適用会社に内部会計統制の整備を義務付ける。同統制は、会社のすべての取引、資産管理が、経営者の直接又は間接の授権に基づいており、又 GAAP に準拠した財務諸表が作成し得ることを合理的に保証するものでなくてはならない。⁽⁴⁹⁾

企業の内部会計統制は、監査人にとっても重要な意味を有する。試査に基づく会計監査は、企業が自ら一定の内部会計統制を実施していることを前提としている。全く内部会計統制の機能していない企業に対して、現実的な費用と時間内に、財務諸表に関して意見を表明する為に十分な監査を実施することは、不可能である。⁽⁵⁰⁾

(2) 監査人は、GAAS に従った会計監査の一環として、被監査会社の内部会計統制を調査・評定することが求められる。⁽⁵¹⁾ しかし、かかる調査・評定は、財務諸表監査のために監査人自身が行うべき検査の内容と範囲を決定するうえで必要な範囲でなされるにすぎない。経営者の立場に立って内部会計統制を全体的に調査・評定する場合に比べ、目的・範囲ともに限定的である。⁽⁵²⁾

しかしながら SEC は、監査人に企業の内部会計統制の全体的な評定を求めようとした。即ち SEC は、一九三四年証券取引所法の適用会社は、自社の内部会計統制が同法一三条(b)(2)の要求を満たしているかどうかを、年次報告書及び委任状勧誘書類において報告すべきこと、又監査人は、同報告に同意するや否やを監査報告書において明記すべきことを提案した。⁽⁵³⁾ 明らかに SEC は、従来の財務諸表監査の範疇内での内部会計統制の監査よりは、監査人の任務

説を拡大しようとしていた。⁽⁵⁴⁾ 同提案は激しい反対に会って実施を見送られた。⁽⁵⁵⁾ 最近 SEC の委員長は、同提案を再び提出する意図はない旨を表明している。⁽⁵⁶⁾

(3) 従って現行監査基準では、被監査会社の内部会計統制について、監査人が一九七七年海外不正支出防止法によつて、従来なかつた調査・報告義務を課せられたとは考えていない。⁽⁵⁷⁾

もつとも監査基準ステートメント第二〇号は、財務諸表監査に伴う内部会計統制の調査・評定過程において、監査人が内部会計統制に重大な欠陥を発見したときは、その旨を会社経営者に報告することを求める。⁽⁵⁸⁾ 同報告義務は、財務諸表監査に伴う内部会計統制の調査・評定に付随して課されるものであるが、調査・評定そのものの範囲を拡大するものではない。⁽⁵⁹⁾

会計事務所が任意に会社の内部会計統制の全体的調査・評定を引き受けることは、もちろん認められる。監査基準ステートメント第三〇号は、⁽⁶⁰⁾ (a) 会計士が内部会計統制の全体的調査・評定を引き受けた場合、(b) 監査人が財務諸表監査に伴い実施した内部会計統制の調査・評定に基づき、限定的な報告を行うことを求められた場合、(c) 政府規制機関が設定した基準に基づいて、内部会計統制について報告することを求められた場合、(d) その他内部会計統制についての特別報告を求められた場合、に分けて、会計士が行うべき検査、報告の内容を規定する。(a) の場合は経営顧問契約の一種であろう。しかしこの場合でも、会計士は証券取引所法一三条(b)(2)の要件に、会社の内部会計統制が合致するかまで判断するわけではない。同判断は、あくまで会社経営者が行うべきものである。⁽⁶¹⁾

(4) コーエン委員会は、監査人が内部会計統制全体を調査・評定することを求める。又、前記 SEC 提案と同様に、経営者が年次報告書において内部会計統制の機能情況について報告することを要求する。監査人は、経営者の報告について意見を述べ、経営者が報告していない、内部会計統制上の未改善の欠陥について報告すべきであるとい

う。⁽⁶²⁾

コーエン委員会の提案は、短期的には、監査人が会計システムの統制情況全体を把握しておくことが適当と思われること、又財務諸表の利用者が会計統制の情況を知る正当な利害関係を有すること、を根拠とする。しかしより長期的な展望として、同委員会は、会計監査を従来の年次財務諸表に対する意見表明を目的とするものから、被監査会社の会計システムの統制情況を監査するものに転換することを、構想しているようである。⁽⁶³⁾

四 会計監査の限界

(1) 財務諸表監査は、財務諸表の利用者たる投資者と財務諸表作成者という、利害の対立する両当事者の間に立ち、(少なくとも精神的には)独立した立場からの評価を財務諸表に加えるものである。連邦証券諸法により法定監査制度が導入されても、財務諸表監査の機能構造には、基本的な変化はなかった。

しかし今日の会計士は、監査人として自己が果たすべきだと考えている役割と、社会が監査人に求めている(ように見える)役割とのズレに、苦しんでいる。⁽⁶⁴⁾

(2) このズレの背景をなすものに、財務情報開示拡充の請求がある。財務情報開示の目的は何か、という問題は、GAAPの整備、監査人の責任とともに、一九七〇年代前半のアメリカ会計界の大きな争点であった。⁽⁶⁵⁾

今日の企業取引は、ますます大規模化、複雑化している。又近代会計は、発生主義、収益費用対応の原則のような理論基盤や、経営者の見積り、予測のような主観的判断を多く含んでいる。従って貸借対照表や損益計算書を中心とする伝統的財務諸表は、企業に関する経営情報のごく一部しか伝えられない。

財務諸表がもたらす情報の限定性に対処する方法として財務諸表の性格と限界を詳しく注記して、投資者の誤解を

避ける方法と、財務情報が膨大となる危険はあるが、附加的情報の添附により、企業の実体をより正確に伝えようとする方法とが考えられる。SECは、年次報告書を構成する情報として、早くから財政状態変動表の提出を求め⁽⁶⁶⁾、又最近では再調達価額による附加開示を求める等⁽⁶⁷⁾、後者の方法に重点を置いてきているようである。

開示制度の有する意義も多様化してきている。今日の開示制度は、投資家ないしは会社債権者に対する取引情報の提供の他、多様な機能を有している⁽⁶⁸⁾。一九七七年海外不正支出防止法は、伝統的な財務情報概念ではあまり重要性を有しない、企業の不正支出を対象とする。同法による開示は、開示による不正行為の予防を目的とする。しかし連邦証券諸法やSECが、かかる問題を取り扱うことには、疑問も生じる⁽⁶⁹⁾。ここでは、開示制度をいかなる目的に利用するのが有効かという問題の他に、誰が開示規制を実施するのか、又同開示は伝統的な財務情報開示といかなる関係を持つのが問われている。

(3) 監査人の職務拡大の要求は、財務情報開示の拡充に伴って生じてきたものである。コーエン委員会は、開示制度の拡大に対応して、会計監査を伝統的な財務諸表監査から解き放つことを、請求した。

コーエン委員会の提案がそのまま実現する見通しは、現在なさそうである。AICPAは、あくまで財務諸表監査の枠内で、監査人の職務拡大の要求に、部分的乍ら答えようとする。

監査人は、財務諸表が企業の経済的実体を「適正」に表示しているかについて、綿密な評価を行わなければならないことが明らかにされた(SAS No. 5)⁽⁷⁰⁾。さらに、監査人は、主たる職務の財務諸表監査以外に、あらゆる会計不正、その他違法行為の会社経営者への報告義務(SAS Nos. 16, 17)、さらに内部会計統制上の重大な欠陥の報告義務(SAS No. 20)をも、附随的職務として課せられることになった。しかし、これらの附随的職務は監査人の調査義務を拡大するものではない。本来の財務諸表監査の実施中に、(偶然に)発見した不正や欠陥の報告を求めるにすぎな

い。又報告先は会社経営者に限られ、財務諸表に重大な影響を及ぼす事項でない限り、株主その他一般投資家に対する開示は予定されていない。

(4) 一九八〇年代に入ってからのアメリカの政治的潮流は、監査人の責任拡大に歯止めをかけた。しかし監査人の職務をめぐる議論が、消失してしまったわけではなからう。

監査人の職務を考察するとき、伝統的な財務諸表監査の概念に拘泥する必要は、確かにない。しかし、監査人はあくまで会計の専門家にすぎず、それ以外の分野を判断する能力を、基本的には有していないという限界、又監査人は会社の内部者でなく、独立した第三者として被監査会社に接するのだという限界は、常に残る。

現行監査基準は、伝統的な財務諸表監査を前提としている。監査の職務拡大を肯定するとしても、それに対応する多様な監査基準の新たな設定を伴わなければ、実効性を有しないだろう。⁽¹⁷⁾

監査人の会社及び第三者に対する責任についても、同様である。財務諸表監査を前提とした従来のコモンスロー、あるいは法定の責任が、そのまま新たな職務にあてはまるとは思えない。各職務の限界に応じた責任の限定が必要となるらう。

このように監査人が担うことが可能かつ合理的な職務 (function) を確定すること、職務の遂行を限界づける基準ないしは義務 (standard, duty) を設定すること、そしてそれらに対応した責任 (liability) の限定が、一体となって進められなければならないだろう。前章で述べてきたコモンスロー、証券諸法上の監査人の責任の進展、そして本章の監査人の職務の拡大をめぐる議論も、この大きな流れの中で結び付けられることになる。

(16) 例えは Lahey, Toward a More Understandable Auditor's Report, Journal of Accountancy, April 1972, 48, 51.

(17) 参照 Carnichael, What Does the Independent Auditor's Opinion Really Mean, Journal of Accountancy, Nov.

1974, 83; Rosenfield and Lorensen, Auditor's Responsibilities and the Audit Reports, Journal of Accountancy, Sep. 1974, 73.

1974, 73.

(81) United States v. Simon, 425 F. 2d 796 (2d Cir. 1969), cert. denied, 90 S. Ct. 1235 (1970). 事業関係の組織に
おとどけ 参照 兼 判例三編註(85)。

(82) 425 F. 2d 806-807.

(83) SAS No. 5, The Meaning of "Present Fairly in Conformity With Generally Accepted Accounting Principles" in
the Independent Auditor's Report, AICPA Professional Standards AU § 411 (1979).

(84) Id. § 411.02.

(85) Id. § 411.04.

(86) Id. § 411.07.

(87) M. A. Eisenberg, The Flow of Information to the Board and the Role of the Accountant, in the Structure
of Corporation 205 & n. 52 (1976).

(88) Carmichael 組織註(87) at 86.

(89) ASR No. 173 (July 2, 1975), Reprinted in Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins, ¶3175
(1981).

(90) Commission on Auditor's Responsibilities, Report, Conclusions and Recommendations, 21 (1977). ローレン委員
会は、財務諸表全体が誤解を招きうるものとして監査人の意見表明を求める場合には、監査基準スタンダード第五号の
注5に添え書きをすることを認めている。

(91) In re-Equity Funding Corporation of American Securities Litigation, 416 F. Supp. 161 (D. C. Cal. 1976).
Equity Funding 社との関連会社の大規模な粉飾決算が明らかになり、全米証券マネー○○余りの証券訴訟が提起され
た。本事件は Equity Funding 社との関連会社の監査人であった(又は監査人であった会計事務所を吸収合併した)
Seidman & Seidman, Coopers & Lybrand, Peat, Marwick & Mitchell などのアメリカの大手会計事務所が被告
として召喚された。

- (32) 参照 Williams, Illegal Payments: The Legislative Outlook, Journal of Accountancy, Jan. 1977, 58; Corporate Accountability and Illegal Acts, Journal of Accountancy, Jan. 1977, 77.
- (33) Foreign Corrupt Practices Act of 1977, Pub. L. 95-213. 参照 谷口 経典の著書『不正行為の防止』(1977) American Bar Association, Section of Corporation, Banking and Business Law, A Guide to the New Section 13(b) (2) Accounting Requirements of the Securities Exchange Act of 1934, Journal of Accountancy, April 1979, 110.
- (34) SAS No. 16 (Jan. 1977), The Independent Auditor's Responsibility for Detection of Errors and Irregularities, AICPA Professional Standards AU § 327; SAS No. 17 (Jan. 1977), Illegal Acts by Clients, AICPA Professional Standards AU § 328 (1979).
- (35) Professional Standards AU § 327.02-03 に於て「誤謬 (errors) は、財務諸表に於ける誤謬を指す。不正 (irregularities) は、経営者による意図的不実表示等、財務諸表の意図的改ざんを指す。」
- (36) Id. § 327.05.
- (37) Id. § 327.06.
- (38) 経営者が財務諸表の不実表示に傾きながら環境としては、広範な営業不振に陥っている産業に会社が属すること、又会社が営業を継続する為に十分な運転資本・信用授与を欠いていること、が挙げられる (id. § 327.09)。不正の存在を示唆する情況としては、(a) 会社が改正すべき内部統制上の重大な欠陥を改正しないこと、(b) 会計責任者 (controller) のような重要な地位にある者の交替の度合いが高いこと、(c) 会計・財務部門の人員が不足しており、その結果常に危機的情況が生じ統制が乱れがちなこと、が挙げられる (id. § 327.10)。
- (39) Id. § 327.11-13.
- (40) 河合秀敏『現代監査の論理』一七七頁(一九七九)「従来から財務諸表監査は不正摘発ではない」といいつづけられてきた。確かに不正摘発の爲には、試査監査は大きな限界がある。しかし、監査の社会的要請がそちらの要請に強く働いている今日、不正摘発は監査と関係ないといっているわけにもいかない。むしろ、従来ともすると不正を軽視していた監査思想が改められて、財務諸表の適正表示の理論の中で、誤謬や不正を正しく位置付けていなかったことが、このような SAS 第一六号を生み出したものと考えられる。」

- (38) Commission on Auditor's Responsibilities 前掲注(六) at 36.
- (39) Id. at 37-39.
- (40) SAS No. 17, AICPA Professional Standards AU § 328.04 (1979).
- (41) Id. § 328.03 「財務諸表に関する報告において、監査人は会計及び監査に精通した者として登場する。ある行為が違法か否かは通常監査人の能力外の問題である。しかし監査人はその訓練と経験により、監査実施中に依頼人のある行為に着目し、合理的な根拠を持ってそれが違法ではないかとの考えを抱くことがある。しかし違法行為が財務諸表に表示される事象や取引から離れば離れるほど、監査人が当該行為に気付き、又はその違法性を認識する可能性は低くなる」。
- (42) Id. § 328.10-12.
- (43) Id. § 328.13.
- (44) Id. § 328.14-15.
- (45) Id. § 328.18.
- (46) Commission on Auditor's Responsibilities 前掲注(六) at 43-47.
- (47) Id. at 47. 「この責任は、通常の重要性概念は、主として金額的考慮に基づいており、違法行為ないしは違法の疑いがある行為には適用し得ない」という前提に基づいている。監査人は、ある違法行為ないしは不正行為が、他のものより重大かどうかの判断を自ら行うべきではなく」。
- (48) Id. at 48.
- (49) 1934 Securities Exchange Act Sec. 13(b)(2), 15 U. S. C. § 78 m(b).
- (50) 実際には、監査契約を締結する前に、会計事務所が当該企業と経営顧問契約を締結し、同企業の内部会計統制の確立に自ら参画することが少なくない。日本においても近年、大手監査法人が上場前の企業の経営指導を行い、同企業が法定監査を受けられるだけの内部会計統制を確立することを手助けしている旨が伝えられる(日本経済新聞昭和五八年一月二四日付夕刊一頁、同昭和五九年二月一四日付朝刊一三頁)。

しかし、内部会計統制の確立に参画した会社がそのまま監査人となる場合、「監査人は、事後に同システムの運営を客観的に評価しようとする、細心の注意を払った細かな配慮が必要である」(ASR No. 264 (June 14, 1979), reprinted in

- Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins, ¶ 3268, p. 3751 (1981).
- (15) SAS No. 1 (Nov. 1972), AICPA Professional Standards AU § 320.06 (1979).
- (16) 内部会計統制の調査・監査の手段が、必要と著しく異なる場合の決定手段の確保に関する、参照: Mautz & Mini, Internal Control Evaluation and Audit Program Modification, Accounting Review, Apr. 1966, 283, 三巻一『会計士監査論』(改訂版) 一三三—一三四頁(一九八四)。
- (17) ASR No. 242 (April 30, 1979). 原文は確認作業であった。
- (18) Securities Exchange Commission, 95th Cong., 2d Sess., Report to Congress on Accounting Profession and the Commission's Oversight Role 255-64 (1979).
- (19) Internal Accounting Control: It's the Law, Journal of Accountancy, May 1980, 70, 72.
- (20) News Report, Journal of Accountancy, March 1982, 7.
- (21) Audit Interpretations: Internal Accounting Control and the Foreign Corrupt Practices Act, Journal of Accountancy, Oct. 1978, 130.
- (22) SAS No. 20 (Dec. 1977), Required Communication of Material Weaknesses in Internal Accounting Control, AICPA Professional Standards AU § 323 (1979).
- (23) Id. § 323.02-03.
- (24) SAS No. 30 (1980), Reporting on Internal Accounting Control, Journal of Accountancy, Oct. 1980, 132.
- (25) Id. par. 12, 37-43.
- (26) Commission on Auditor's Responsibilities 前掲註(27) 61-62.
- (27) 同委員会による、事業環境と金融市場の変化により、財務情報についても、より一層の迅速性と、分析的情報の提供とが求められる。又財務諸表利用者は、会社資産に対する経営者の忠誠と、財務諸表を作成する会計システムに対し適切な統制が行われていることにつき、正当な利害関係を有する。監査人はかかる時代の変化と財務諸表利用者の請求に対応して、会計監査を年次財務諸表と結び付ける伝統的概念を放棄し、会計システム及び会計統制に対する恒常的監査へと進展すべきであるとの見解 (Id. at 54-56, 59-60)。この見解「年次財務諸表は、監査すべき要素のうち、もっとも重大なものである

- るが、その一つにすぎない」(id. at 60)。
- (64) 会計不正を摘発する監査人の責任について、会計士の意識と、財務諸表の利用者の意識とのズレを示した調査がある。参照：Baron, Johanson, Searfors & Smith, Uncovering Corporate Irregularities: Are We Closing the Expectation Gap?, *Journal of Accountancy*, Oct. 1977, 56-66.
- (65) Trueblood 教授の著作「財務諸表の公正」について参照：Anton, Objectives of Financial Accounting: Review and Analysis, *Journal of Accountancy*, Jan. 1977, 40-51.
- (66) Regulation S-X Rule 11A-01, 17 CFR §210.11A-01.
- (67) Regulation S-X Rule 4-09, 17 CFR §210.4-09.
- (68) 龍田節「開示制度の目的と機能」法學論叢一〇巻四・五・六号一二二頁、特に一二三—一二七頁(一九八二)は、現行開示制度の機能を「権利の実質化機能」、「地位の平準化機能」、「不正の抑止機能」に分けて説明する。Cohen, Regulation through Disclosure, *Journal of Accountancy*, Dec. 1981, 52 頁、不正の抑止機能のたんなる開示の消極的機能に対応して、開示の積極的促進、および積極的機能の存在たることを強調する。
- (69) 一九七七年不正支出防止法に対する Carmichael の批判的見解参照：Internal Accounting: It's the Law 前掲注(5)。
- (70) 一九八一年に公表された監査基準ステートメント第三四号(SAS No. 34, The Auditor's Considerations When a Question Arises About an Entity's Continued Existence)は、監査人が企業の継続性に疑念を有する場合を取り扱う。監査人が企業の継続性に疑念を抱くべき情況、同情況を発見したとき、監査人が行うべき附加的調査、監査報告書における報告の方法が規定される。本ステートメントの対象は、投資家にとっては何れも根本的でありながら、従来の財務諸表において必ずしも十分には開示されていなかった事項である。本ステートメントは、財務諸表の持つ限界を監査人が監査報告書で補充し、投資者に企業の経済的実体を正しく伝える機能を果たしている。
- (71) Jacobson & Elliot, GAAS: Reconsidering the "Ten Commandments", *Journal of Accountancy*, May 1984, 77 頁、特定の監査概念のみに結び付けた監査基準は維持し得ず、監査の職務に応じて各基準の妥当範囲を決すべきと云う。

第四章 結 語

(1) 最初に述べたとおり、本稿はアメリカの監査人の責任、及び會計監査の職務をめぐる議論を検討することを、目的とした。日本法上の會計監査制度の分析については別の機会に行いたい。本稿を締めくくるにあたり、これまで述べてきたところが、日本法上のどのような問題点と結び付くのかについてのみ、指摘する。

商法上の會計監査人は、監査報告書に虚偽の記載をなしたとき、その職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明しない限り、虚偽の監査報告書により損失を被つた第三者に対し、損害賠償責任を負う(商法特例法一〇条)。同条の「第三者」には、被監査会社の株主・社債権者のみならず、通常の取引債権者も含まれると理解されている。⁽¹⁾

一方、証券取引法上も、不実の財務諸表に関し、監査証明を作成した監査人の責任が法定されている(同法二二条一項三号、二二条、二四条ノ四)。

このように、法定監査についての會計監査人の責任については、立法上の整備がなされている。しかし、法定監査以外の任意監査についてはなお、不法行為責任を検討する必要がある。又、法定責任の適用範囲、その他具体的内容の決定においても、基盤となる不法行為法理の検討が必要である。⁽²⁾

(2) 現在の民法七〇九条に関する学説は、侵害される法益に依じて、多様な違法性判断基準を示す。営業ないしは一般的な経済活動や財産状態に対する侵害については、侵害の態様、特に加害者の主観的情況が、かなり強度の反社会性を有するものであることが必要、とされている。⁽³⁾

判例では、銀行が自己の取引先についての信用照会に回答したが、同回答が虚偽であつた場合の銀行の責任が、幾つかの事件で問題になっている。結果的には責任は否定されているものの、一部の判決は抽象論としては、過失責任

ないしは重過失責任を認めるかのようである。⁽⁴⁾

不実の情報提供責任を取り扱った最近の論説は、損害賠償の範囲を予見可能性概念のみによっては限定しきれないことを、認めている。そこで、契約締結上の過失ないしは契約附随義務に含みうる範囲で、過失責任を認める見解⁽⁵⁾、あるいはリストートメント(第二章第一節二(4))の基準をさらに限定して、提供する情報に特に高い社会的信頼が寄せられる専門家について、「意図された(intended)信頼」に対する過失責任を認める見解⁽⁷⁾、等が主張される。

(3) 財務諸表監査、及びその結論としての監査証明の作成は、財務諸表の利用者が特定人ないしは限定的集団にすぎない、任意監査の場合であっても、広範な投資者一般が利用者となる、法定監査の場合であっても、基本構造に変わりはない。このような「制度的」表示について、リストートメントの基準に従い、表示者が利用者の信頼を意図していたか否かを判断しようとしても、その判断は擬制的なものとならざるを得ない。そこで実際になされているのは、監査証明に対する信頼の客観的評価である。同信頼は単独で不法行為責任を基礎付けるのか。表示者に重過失があるときかどうか。監査証明の作成者と利用者との間に、基本的な信頼関係の他に、契約関係、ないしはそれに準じた関係があるときかどうか。会計監査の公共性が高まるにつれ、監査人の責任を強化することが必要になるにしても、それは立法的調整を経てはじめて可能になるのか。このような問題の検討が必要であろう。

(4) 昭和四十九年商法改正により、資本金五億円以上の株式会社については、公認会計士又は監査法人が会計監査人として、会計監査を実施することになった(昭和五十六年改正前商法特例法二条以下)。しかし実際には、商法特例法の附則により、証券取引適用会社でない株式会社で資本金一〇億円未満のものについては、当面会計監査人の監査を不要とした。昭和五十六年商法改正により、附則の規定は廃止され、同時に新たに負債額二〇〇億円以上の株式会社についても、会計監査人の監査を求めることになった(昭和五十六年改正商法特例法二条二号)。大規模株式会社についての会計

専門家による監査の導入は、かかる会社には、株主、従業員、債権者等多数の利害関係者が存しており、経理内容も複雑な為である、とされている。⁽⁸⁾

一方証券取引法上の監査は手つかずのままであったので、制度上は商法監査と証券取引法監査が併存することになった。昭和四九年の商法の会計規定整備により、両者の「実質的一元化」がなされたことになっている。しかし、「実質的一元化」とは完全な同一性なのか、細かな違いはあるのか。証券取引法監査において伝統的に用いられてきた適正監査の概念と、商法上の適法性監査(商法二八一条ノ三第二項三号、商法特例法一二条二項)との違いをめぐって、厳密な合意が存していたわけではない。⁽⁹⁾

(5) 昭和五六年商法改正は、会計監査人の権限を強化するとともに、開示制度の充実も求めた。特に販売費、管理費の附属明細書における記載については、監査役が、会社の行った無償利益供与を監査するに参考になるよう記載することを求める(計算書類規則四八条三項)等、明らかに開示を通じた会社の違法行為の抑止をも目的としている。その中で会計監査人は、従来の会計監査の枠を越えた報告、調査義務を課せられている、とも考えられる。⁽¹⁰⁾

又商法特例法八条は、会計監査人がその職務を行うに際して、取締役の職務執行に際し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実が存することを発見したときには、その旨を監査役に報告することを求める。通説によると、会計監査人は業務監査を行う義務を有しないものの、会計監査を行う際にたまたま発見した不正又は違法行為について、本条により報告義務を課せられたものである、という。⁽¹¹⁾

同条は、アメリカの監査基準ステートメント第一六、第一七号(第三章第二節二)に対応しよう。もつとも報告すべき内容について議論の余地がある。典型的には、取締役の正規の手続きを経ない自己取引などが考えられる。しかし、重大な内部統制上の欠陥、⁽¹²⁾その他会社経営上の重大な潜在的危険なども含むと考えるとよいだろうか。⁽¹³⁾

(6) このように、商法上の会計監査人が果たすべき職務については、確定すべき様々の問題がある。そして、解釈論のみならず、立法論としても検討がなされなければならない。

会計監査人の職務の検討は、監査基準の見直しを迫ることになろう。もちろん、法が会計監査人に不可能を強いるわけにはいかない。監査人の職務の限界は、彼の会計専門家としての能力の限界により、規定される。

会計監査人は、監査報告書による一般的な報告義務の他、前述の監査役に対する特別報告義務、又監査役と監査意見を異にする場合の、定時総会における陳述権（商法特例法一七条一項）をも有している。会計監査人の職務の検討は、会計監査人がいつ、誰に、どのような報告を行うのかの問題でもある。全面開示が常に適切であるわけではない。報告義務の多様性は又、監査人が負担すべき責任をも多様化するだろう。

(1) 龍田節『注釈会社法』補完一三七頁（一九八〇）。

(2) 商法特例法一〇条と民法七〇九条との比較検討の他、取締役（商法二六六条ノ三第二項）、監査役（二八〇条二項）の不法表示責任との体系的理解が必要であろう。

(3) 幾代通『不法行為』七八頁（一九七七）。

(4) (i) 大阪高判昭和四八年一月三日金融法務事情六七八号二二頁、(ii) 東京地判昭和四九年八月八日判例時報七六七号六三頁、(iii) 東京地判昭和五四年一〇月二二日金融商事判例五九〇号三二頁。(i) 判決は、金融機関が責任負担を引き受けた場合、「或は金融機関がことさら取引の一方のための利益を図り若しくは回答につき人違いその他過失が存した」場合、責任が生じる可能性があるという。又(ii) 判決は「回答銀行が、照会銀行が第三者に回答結果を情報として提供し、その第三者がこれをそのまま利用することをあらかじめ知っていた場合に」、回答銀行が第三者に直接責任を負う、とする。

(5) 松本恒雄「英米法における情報提供者の責任」法学論叢一〇〇巻二号三五頁、一〇一巻二号六〇頁（一九七七）、岡孝「情報提供者の民事責任」法学志林七六巻二号一頁（一九七八）、藤田寿夫「表示についての私法上の責任」民商法雑誌八九巻五号六六〇頁、六号八二二頁（一九八四）。

(6) 前掲藤田民商法雑誌八九巻六号八三五―八四五頁。

- (7) 松本前掲注(5) 法学論叢一〇二巻二号八五―九〇頁。
- (8) 味村治「株式会社監査制度改正試案の解説」商事法務四六〇号一二頁(一九六八)。
- (9) 参照、「会計監査人監査と証取法監査の一元化について」企業会計二六巻六号八五六頁(一九七四)。
- (10) 同様の結論を示唆するものとして、参照、村山徳五郎「会計監査人の職務」産業経理四〇巻二号二一頁(一九八〇)、山浦久司「会計監査人監査」産業経理四〇巻二号二八頁(一九八〇)、森田章「会計監査人」商法演習Ⅱ二二五頁(一九八三)、岸田雅雄「会計規制による会社行為の公正確保」神戸法学雑誌三二巻四号六九三頁、特に七三四―七四一頁(一九八三)。
- (11) 龍田前掲注(1)一三〇頁、大隅健一郎・今井宏『会社法論』中巻I三一四―三一五頁(一九八三)、酒巻俊雄「会計監査人による監査」企業会計二六巻五号六八六頁(一九七四)。
- (12) 山村忠平「会計監査人の職務」産業経理四〇巻二号二〇頁(一九八〇)は、内部統制の重大な欠陥の存在は、取締役の善管注意義務違反にあたるとして、報告事項に含めることを主張する。
- (13) 河本一郎『現代会社法』新訂第一版三七〇頁注(1)(一九八〇)は、本条がドイツ株式法一六六条二項に範をとっており、本条により会計監査人はかなりの程度の経営判断をなすことを強制される、と指摘する。